

年金記録確認香川地方第三者委員会第1部会（第150回） 議事要旨

1 日 時 平成23年7月6日（水） 9時00分から10時50分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 吉田部会長、間島委員、塩田委員、藤目委員

（事務局） 和田事務室長、石本事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続8事案（すべて厚生年金事案）と新規4事案（厚生年金事案3事案、国民年金事案1事案）の合計12事案を審議した。

継続8事案のうち3事案については、年金記録の訂正についてあっせんすることを、4事案については年金記録の訂正が必要ないことを、それぞれ決定した。残り1事案については、年金記録を訂正する必要がない方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。

また、新規4事案のうち、1事案（厚生年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんすることを、3事案（厚生年金事案2事案、国民年金事案1事案）については年金記録を訂正する必要が無いことを、それぞれ決定する方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。

(2) 次回は、平成23年7月20日（水）の午前9時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会第2部会（第148回） 議事要旨

1 日 時 平成23年7月6日（水） 9時00分から11時30分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 大谷部会長、大内委員、吉井委員

（事務局） 中村事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続9事案と新規5事案の合計14事案（すべて厚生年金事案）を審議した。

継続9事案のうち、2事案については年金記録の訂正についてあっせんすることを、6事案については年金記録を訂正する必要があることを決定した。残り1事案については年金記録を訂正する必要があることを決定する方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。

新規5事案のうち、2事案については年金記録の訂正についてあっせんすることを、2事案については年金記録を訂正する必要があることを決定する方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。残り1事案については、更に資料等を収集する必要がある認められたことから、継続して審議を行うこととなった。

(2) 次回は、平成23年7月20日（水）の午前9時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会第3部会（第123回）議事要旨

1 日 時 平成23年7月6日（水）13時30分から15時00分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 武田部会長、高嶋委員、常谷委員、西井委員

（事務局） 和田事務室長、中村事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続6事案（厚生年金4事案、国民年金2事案）と新規3事案（すべて国民年金事案）の合計9事案を審議した。

継続6事案（厚生年金4事案、国民年金2事案）のうち、2事案（厚生年金事案）については、年金記録の訂正についてあっせんすることを、3事案（厚生年金1事案、国民年金2事案）については、年金記録を訂正する必要があることを、それぞれ決定した。また、残り1事案（厚生年金事案）については、年金記録の訂正についてあっせんすることを決定する方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。

新規3事案（すべて国民年金事案）のうち、1事案については、年金記録の訂正についてあっせんすることを、2事案については、年金記録を訂正する必要があることを、それぞれ決定する方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。

(2) 次回は、平成23年7月20日（水）、午後2時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会（第20回） 議事要旨

- 1 日 時 平成23年7月13日（水） 16時00分から17時15分
- 2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室
- 3 出席者
(委員会) 大谷委員、武田委員、松本委員、間島委員、吉井委員、塩田委員、常谷委員、西井委員、植木委員、新藤委員
(事務局) 茂垣四国行政評価支局長、和田事務室長、石本事務室次長ほか
- 4 主な議題
 - (1) 委員長選任
 - (2) 委員長代理の指名
 - (3) 部会に属すべき委員の指名
 - (4) 部会長の指名
 - (5) 部会長代理の指名
 - (6) 「年金記録確認中央委員会・地方第三者委員会委員長合同会議」結果報告
 - (7) 年金記録確認香川地方第三者委員会における処理状況
 - (8) 意見交換
- 5 会議の経過
 - 委員長には、互選により大谷委員が選任された。
 - 委員長により、武田委員及び松本委員が委員長代理に指名された。
 - 委員長により、各部会に所属する委員が決定され、第1部会の部会長として松本委員が、第2部会の部会長に大谷委員長が、第3部会の部会長として武田委員が、それぞれ指名された。
 - 各部会長により、第1部会の部会長代理として間島委員が、第2部会の部会長代理として植木委員が、第3部会長代理として常谷委員が、それぞれ指名された。
 - その他
事務局から、「年金記録確認中央委員会・地方第三者委員会委員長合同会議」結果報告及び最近における年金記録確認香川地方第三者委員会における処理状況について説明があった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会第1部会（第151回） 議事要旨

1 日 時 平成23年7月27日（水） 9時00分から10時50分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 松本部長、間島委員、塩田委員、藤目委員

（事務局） 茂垣支局長、石本事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続3事案（厚生年金2事案、国民年金1事案）と新規6事案（厚生年金5事案、国民年金1事案）の合計9事案を審議した。

継続3事案のうち1事案（厚生年金事案）については、年金記録の訂正についてあっせんすることを、2事案（厚生年金1事案、国民年金1事案）については年金記録の訂正が必要ないことを、それぞれ決定した。

また、新規6事案については、いずれも年金記録を訂正する必要が無いことを、決定する方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。

(2) 次回は、平成23年8月10日（水）の午前9時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会第2部会（第149回） 議事要旨

1 日 時 平成23年7月27日（水） 9時00分から11時30分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 大谷部会長、植木委員、大内委員、吉井委員

（事務局） 中村事務室次長

4 主な議題

- (1) あっせん等案審議
- (2) 申立事案審議
- (3) その他

5 会議の経過

- (1) 今回部会で、継続6事案と新規6事案の合計12事案（すべて厚生年金事案）を審議した。
継続6事案のうち、3事案については年金記録の訂正についてあっせんすることを、3事案については年金記録を訂正する必要が無いことを決定した。
新規6事案のうち、2事案については年金記録の訂正についてあっせんすることを、4事案については年金記録を訂正する必要が無いことを決定する方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。
- (2) 次回は、平成23年8月3日（水）の午前9時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会第3部会（第124回） 議事要旨

1 日 時 平成23年7月27日（水） 14時00分から16時35分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 武田部会長、常谷委員、西井委員、新藤委員

（事務局） 中村事務局次長

4 主な議題

- (1) 意見陳述及び同事案審議
- (2) あっせん等案審議
- (3) 申立事案審議
- (4) その他

5 会議の経過

(1) 口頭意見陳述要請のあった1事案（厚生年金）について、申立人から意見聴取した後、委員が申立人と質疑応答を行った。

(2) 今回部会で、継続3事案（厚生年金2事案、国民年金1事案）と新規16事案（厚生年金13事案、国民年金3事案）の合計19事案を審議した。

継続3事案（厚生年金2事案、国民年金1事案）のうち、1事案（厚生年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんすることを、1事案（国民年金事案）については年金記録を訂正する必要が無いことを、それぞれ決定した。残り1事案（厚生年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんすることを決定する方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。

新規16事案（厚生年金13事案、国民年金3事案）のうち、14事案（厚生年金13事案、国民年金1事案）については年金記録の訂正についてあっせんすることを、1事案（国民年金事案）については年金記録を訂正する必要が無いことを、それぞれ決定する方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。残り1事案（国民年金事案）については、更に資料等を収集する必要が認められたことから、継続して審議を行うこととなった。

(3) 次回は、平成23年8月10日（水）、午後2時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕